平成２６年（フ）第３３０２号
大阪市此花区酉島１丁目17番５―410号
債務者　弓場　　驍
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３０７号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番６―231号
債務者　山本さゆり（旧姓尾﨑）
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３９４号
大阪市鶴見区中茶屋１丁目６番15号
債務者　德田ひろ美
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４０５号
大阪市西成区岸里東２丁目１番１号　ミカサハイツ502号、前住所大阪市浪速区恵美須西１丁目４番３号
債務者　服部　兼司
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４７１号
大阪市此花区梅香３丁目25番４号サカエマンション403号、前住所大阪市西淀川区御幣島２丁目14番２―1202号
債務者　笠鬼　則之
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５０３号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番７―1105号
債務者　宮下　健一
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５０６号
大阪府摂津市庄屋１丁目５番２号
債務者　重　加奈美
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７６号
山口県宇部市大字際波435番地１
債務者　上村　潤二
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第８０号
山口県宇部市中央町３―６―３レオパレスルミエール107、住民票上の住所福岡県行橋市大字上検地998番地６ヴィラ弥生桜Ｃ101
債務者　松田　　優
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第６９号
三重県志摩市阿児町鵜方2682番地９、住民票上の住所三重県志摩市阿児町立神2858番地
債務者　北山　尚章
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第５７号
岩手県北上市上江釣子15地割62番地３　シティハイツ北上Ａ―３号、旧住所岩手県北上市上江釣子１地割239番地７　市営荒屋住宅３号棟302号
債務者　瀬川　　涼
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第６０号
岩手県花巻市下小舟渡336番地１
債務者　堀田　昌男
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第３３号
山形県酒田市亀ケ崎３丁目11番21号　コーポもがみ１Ｆ号、前住所宮城県仙台市太白区向山１丁目14番８号　向山サンヒルズ108
債務者　須田由美子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第３４号
山形県酒田市亀ケ崎３丁目11番21号　コーポもがみ１Ｆ号、前住所山形県酒田市亀ケ崎７丁目１番11号　キャッスルもがみ１Ａ号
債務者　相模　裕子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第３７号
山形県酒田市上安町２丁目９番地の17、前住所秋田県にかほ市象潟町字浜山55番地１
債務者　桑畑　謙一
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第３８号
山形県酒田市上安町２丁目９番地の17、前住所秋田県にかほ市象潟町字浜山55番地１
債務者　桑畑ユキエ
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第６７６号
埼玉県久喜市栄１丁目２番地７
債務者　渡部　正美
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係